

『速旅 三重（津松阪地区）ゴルフ場利用券付ドライブプラン（A・ゴルフ場利用券付プラン）』

利用規約＜周遊エリア内乗り放題コース用＞

（通則）

第1条 本規約は、中日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する定額料金による高速道路指定区間の利用（以下「高速定額利用」といいます。）と別表1に定める津松阪地区ゴルフ場協議会が管理するゴルフ場（以下「利用対象ゴルフ場」といいます。）のゴルフ利用に対する4,000円分の利用券（以下「ゴルフ場利用券」といいます。）が一体となったプラン（以下「本プラン」といいます。）について適用します。

（本規約以外の適用）

第2条 本規約に定める条項のほか、当社、津松阪地区ゴルフ場協議会及び利用対象ゴルフ場が定める約款、規約等がある場合は当該約款、規約等も適用されます。

（定義）

第3条 本規約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 無線通信により通行料金のお支払いに必要な手続を自動的に行う仕組みをいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行するETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行するETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金のお支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC車載器に通行料金のお支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

（対象車種）

第4条 本プランの対象車種は、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車の2車種（車種区分については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の定めにより当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。）とします。

（実施期間等）

第5条 本プランの実施期間は、2022年5月9日（月）から2023年4月28日（金）の期間とします。この期間のうち申し込み時に登録を行う利用開始日から別表2に定める高速定額利用期間（利用開始日の0時から最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日に申し込みをされた場合、申し込み手続きが完了した時点から最終日の24時まで。以下同じ。）を本プランの利用可能期間（以下「利用可能期間」といいます。）とします。なお、ゴルフ場利用券は利用可能期間のうちあらかじめ指定した日（以下「施設利用日」といいます。）に引換えることができます。ただし、次の各号の一に該当するときは、本プランの申し込みはできません。

- 一 利用可能期間にゴールデンウィーク、お盆、年末年始などの交通混雑期を含むとき（具体の期間は、決定次第、当社公式WEBサイトにてお知らせします。）
- 二 利用可能期間に当社が別途指定する日を含むとき（具体の日程は、決定次第、当社公式WEBサイトに

てお知らせします。)

2 利用可能期間の周遊通行(第9条第1項に定める「周遊通行」をいいます。)に係る通行日時の判定は、入口インターチェンジ又は出口インターチェンジの通行日時をもって行います。

(申込方法等)

第6条 本プランへの申し込みにあたっては、事前に、利用対象ゴルフ場に対しゴルフプレーの予約が必要です。ゴルフプレー予約の成立後、本プランについて、本規約に定める事項に承諾のうえ、当社公式WEBサイトから本プランの利用開始日の最初の出口インターチェンジを通過する前までに申し込みを行ってください。なお、申し込み時に「速旅」へのWEB会員登録が必要となります(既に会員登録済みの場合は、新たな登録は不要です。)

2 本プランの申し込みが完了したとき、当社は、前項により会員登録を行い本プランへの申し込みを行った者(以下「申込者」といいます。)が会員登録時に登録したメールアドレスに、受付番号、プラン名、利用日等の申込情報を記載した申込確認書(以下「申込確認書」といいます。)をメールにて通知するとともに、「速旅」会員専用「マイページ(<https://hayatabi.c-nexco.co.jp/mypage/>)」(以下「会員マイページ」といいます。)上で申込確認書を確認できる状態とします。この場合、申込者のメールの受信状況を問わず、当該メールの送信または会員マイページで申込確認書を確認できる状態をもって申込確認書が通知されたものとみなします。

3 申込者は、前項のメールが正しく受信できなかった場合や誤って削除等した場合、会員マイページから申込確認書を確認するものとします。

4 ゴルフ場利用券料金は、当社指定のクレジットカードによる決済とし、高速定額利用はETCカードによる決済となります。

5 当社と申込者との売買契約は、本プランの申し込みが完了した時点で成立します。

6 申込確認書は、施設利用日に利用対象ゴルフ場にて、インターネットに接続可能なスマートフォン又はタブレット端末の画面上で提示し、係員の指示に従ってください。

7 第16条第1項、第2項一号に定める解約条件に該当する場合、申込確認書は無効となります。

8 当社が実施する他のドライブプランと利用可能期間が同一である申し込みはできません。同一期間の申し込みをした場合は、第16条第1項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、申込者が意図しない高速定額利用が適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。

9 申込確認書の通知をもって、申し込み時に登録したETCカードが高速道路で利用できることを保証するものではありません。

10 当社、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本プランにお申し込みいただけません。

(受付内容の変更)

第7条 前条第2項に定める申込確認書の通知が完了した後は、次項に定める事項を除き、申し込み内容の変更はできません。変更を必要とする場合は、第16条第1項に定める解約を行ったうえで、再度前条に基づき申し込みを行ってください。

2 申し込み時に登録したETCカードは、本プランの利用開始日の前日まで会員マイページから変更することができます。なお、利用開始日当日に申し込みをされた場合は、変更できません。

3 ETCカードの変更は、本プランの利用開始日の前日までに変更手続きが完了した場合に限り有効です。

(ゴルフ場利用券の利用方法)

第8条 申込者は、施設利用日に利用対象ゴルフ場にてインターネットに接続可能なスマートフォン又はタブレット端末の画面上で申込確認書を提示し、係員の指示に従い引換番号を入力し画面認証することにより、申込確認書をゴルフ場利用券としてゴルフプレー代金等のお支払いに充当することができます。

2 本プランは、インターネットに接続可能なスマートフォン又はタブレット端末での画面認証が必要となりますので、申込確認書の提示のみではゴルフ場利用券としてゴルフプレー代金等のお支払いに充当することができません。

3 スマートフォン又はタブレット端末を忘れた場合は、その旨をフロントに申し出て、フロントスタッフの案内に従ってください。

4 ゴルフ場利用券は、いかなる場合でもおつりは出ません。また、返金、換金、譲渡、転売はできません。

(高速定額利用の利用可能な区間)

第9条 高速定額利用の対象となる通行は、利用可能期間において、周遊エリア（別表3に定める区間名内に存するインターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジで流入し、かつ、同エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行（回数に制限はありません。以下「周遊通行」といいます。）とします。

2 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア以外のいずれかのインターチェンジで流出する通行、又は、周遊エリア以外のいずれかインターチェンジから流入し、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行を行った場合、流入又は流出を行った周遊エリア内のインターチェンジと当該通行における周遊エリア内の端末インターチェンジとの間を周遊通行とみなしたうえで、当該端末インターチェンジと流出又は流入を行った周遊エリア以外のインターチェンジとの間の通常料金（以下「区間外料金」といいます。）をお支払いいただきます。なお、周遊エリア以外のインターチェンジで流入し、かつ、流出された場合はその通行全区間の通常料金をお支払いいただきます。

(高速定額利用の開始及び終了)

第10条 高速定額利用は、最初の周遊通行が完了したことをもって利用を開始したものとし、利用可能期間が満了した時点をもって利用を終了したものとします。

(高速定額利用の利用方法)

第11条 高速定額利用の対象となる通行を行う場合は、申し込み時に登録した車種に属する車両で通行してください。

2 料金所を通過するときは、申し込み時に登録したETCカードをETC車載器に挿入し、ETCゲートをETC無線通信により通行してください。登録したETCカード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。

3 入口料金所のETCレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般（有人）レーン（以下「一般レーン」といいます。）で入口通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員に申し込み時に登録したETCカードと入口通行券をお渡しください。出口料金所において料金精算機を利用の場合は「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマートICを利用の場合は「インターホン」によりお申し出ください。

4 出口料金所のETCレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般レーンの料金所係員にお申し込み時に登録したETCカードをお渡しください。料金精算機を利用の場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」によりお申し出ください。

(料金及び請求)

第12条 本プランの料金は、別表2に定めるとおりです。

- 2 当社は、高速定額利用料金とゴルフ場利用券料金を分けて請求いたします。なお、ゴルフ場利用券にかかるクレジットカードの明細書上の利用日付は、実際の利用日のおおむね2～3週間後の日付となります。
- 3 当社は、高速定額利用の対象となる通行全体に対して本プランの高速定額利用分の料金を一括して請求します。なお、料金所通行時における料金所の路側表示器、ETC車載器、「ETC利用照会サービス」等の料金表示等は通常料金となりますが、高速定額利用の対象となる通行については請求時には本プランの高速定額利用分の料金をお支払いいただきます。ただし、区間外料金が発生している場合には、別途当該区間外料金をいただきます。
- 4 高速定額利用料金の請求において、クレジットカード会社又はETCカード事務局（ETCパーソナルカードの管理運営を行うため6会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、高速定額利用の対象となる各通行の走行明細は記載されず、高速定額利用の料金を請求する旨の明細のみが記載されます。ETCマイレージサービスの還元額明細に記載された高速定額利用の対象となる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、それと同時に高速定額利用の料金の明細が表示されます。
- 5 ETCパーソナルカードは、お支払いの済んでいない利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、預託いただいたデポジットの80%相当額（以下「利用可能額」といいます。）を上回りますと、利用停止となる場合があります。
- 6 高速定額利用の対象となる通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本プランの料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

(他の割引との適用関係)

- 第13条 高速定額利用に、ETCマイレージサービス以外の割引（ETC時間帯割引、障害者割引等）は適用されません。
- 2 ETCマイレージサービスに登録することにより付与されるポイント（以下「マイレージポイント」といいます。）については、高速定額利用の料金の額に応じて付与されます。
 - 3 申し込み時に登録したETCカードに、ETCマイレージサービスの還元額がある場合には、当該還元額から高速定額利用の料金を差し引くものとします。
 - 4 ETCマイレージサービスの還元額による高速定額利用の料金のお支払いに、マイレージポイントは付与されません。
 - 5 ゴルフ場利用券料金のお支払いに、金券の使用、割引サービスの利用等はできません。

(高速定額利用の適用対象外及び無効)

第14条 各通行が次の各号の一に該当するときは、高速定額利用の適用対象外とし、その通行に係る料金は通常料金でお支払いいただきます。

- 一 申し込み時に登録したETCカードを用いずに通行料金をお支払いになったとき
- 二 申し込み時に登録した車種以外の車種で通行したとき
- 三 利用可能期間以外の日に入ロインターチェンジを流入及び出ロインターチェンジを流出したとき
- 四 利用可能期間に入ロインターチェンジを流入し、利用可能期間終了日の翌々日までに出ロインターチェンジを流出しなかったとき
- 五 周遊通行以外の通行を行ったとき

六 周遊通行において、周遊エリア以外の経路を利用したときにおける、当該経路に係る通行

2 各通行が次の各号の一に該当するときは、高速定額利用の申し込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合には、道路整備特別措置法第26条の規定により、通常料金のほか割増金をお支払いいただきます。

一 通行する車両の情報が正しくセットアップされたETC車載器が取り付けられていない車両で通行したとき

二 申し込み時に登録した1枚のETCカードを利用可能期間に2台以上の車両に使用したとき（ただし、当社が承諾した場合を除く）

三 前二号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本プランを利用したとき

3 本プランの申し込みが次の各号のすべてを満たさない場合は、高速定額利用の申し込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。

一 本プランの利用時に有効なETCカードを登録していること

二 申込事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと

三 申し込み時に登録したETCカードの名義が本プランの申込者と同一であること

(ゴルフ場利用券利用の拒否)

第15条 次の各号の一に該当するときはゴルフ場利用券の利用をお断りします。

一 申込確認書を偽造したとき

二 スマートフォン又はタブレット端末の紛失、故障、電池切れ又は通信不能等により申込確認書の確認及び第8条第1項に定める画面認証ができないとき

三 前号の他、第8条第1項に定めるスマートフォン又はタブレット端末を用いた画面認証による方法以外でゴルフ場利用券を利用しようとしたとき

四 第8条第1項に定めるスマートフォン又はタブレット端末を用いた画面認証の際に、引換完了経過時間が30分を経過した場合、無効な申込確認書若しくは認証完了画面を表示し画面認証を試みた場合又は既に引換手続きが完了済みの旨の表示がなされているとき

五 第6条第1項に定めるゴルフプレーの予約を利用対象ゴルフ場に行っていないとき

六 すでに利用済みのとき

七 第16条に定める解約を行ったとき（なおゴルフ場利用券を使用した場合は、ゴルフ場利用券料金を請求します。）

(解約等)

第16条 本プランの申込者は、利用開始日の最初の出口インターチェンジを通過する前まで（ただし、利用開始日の24時までに限ります。）に、会員マイページにおいて本プランを解約することができます。この場合、高速定額利用の申し込み又はゴルフ場利用券の申し込みのいずれか一方のみの解約をすることはできません。

2 前項に基づく解約が行われない場合であっても、次に掲げる場合においては当該各号に定める解約がされたものとしします。

一 周遊通行を行わなかった場合（第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。）、かつ、第8条に定めるゴルフ場利用券の引換を行わなかった場合は、高速定額利用及びゴルフ場利用券のいずれの申し込みとも遡って解約がされたものとしします。

二 周遊通行を行わなかった場合（第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含み

ます。)、かつ、第8条に定めるゴルフ場利用券の引換を行った場合は、高速定額利用の申し込みのみ遡って解約がされたものとします。

- 3 周遊通行を行った場合は、ゴルフ場利用券の利用の有無にかかわらず、ゴルフ場利用券料金の払戻しをいたしません(当社、津松阪地区ゴルフ場協議会又は利用対象ゴルフ場の責による場合を除きます。)。ただし、本プランの利用予定日から2か月以内、かつ同じゴルフ場での利用に限り、当該のゴルフ場利用券を後日ご利用いただけます。後日ご利用される場合は、改めてゴルフ場へプレイをご予約の上、当社までゴルフ場利用券を利用しなかった事実とともに、改めてご予約されたゴルフ場、ご利用日、ご予約者名をお申し出ください。
- 4 周遊通行を行った場合は、本プランの料金を全額お支払いいただき、途中解約、払戻し又は一部返金はありません。通行した区間の通行料金とゴルフ場利用券料金の合計額が本プランの料金を下回る場合でも、払戻し又は差額の返金は一切行いません。

(個人情報の保護および提供)

第17条 本プランの申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取り扱います。

2 当社は、第6条第4項に定めるクレジットカード決済において、クレジットカード発行会社が行う不正利用検知および防止のために必要な範囲内で、申込者が会員登録した際に当社が入手した個人情報を申込者が決済に使用したクレジットカードの発行会社に提供いたします。なお、クレジットカード発行会社が外国にある場合、当社が提供した個人情報は当該の会社へ移転される場合があります。また、申込者が未成年の場合は、親権者または後見人の承諾を得たうえで、本プランを申込するものとします。

3 当社は、第8条に定めるゴルフ場利用券の引換の手続きに必要な範囲内で、津松阪地区ゴルフ場協議会及び利用対象ゴルフ場に対し、申込者の個人情報を提供いたします。

(免責事項)

第18条 当社は、次の各号に掲げるときには、本プランの申込者が受けた被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責に帰すことができない申込事項の誤りにより、本プランの利用に影響を及ぼしたとき
- 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき
- 三 当社の責に帰すことができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本プランの申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき
- 四 通行止め又は渋滞により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき
- 五 車両の故障等、当社の責に帰すことができない事由により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき

(規約の変更)

第19条 当社は、本規約を変更することがあります。

- 2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社公式WEBサイトへの掲示等の方法で周知します。
- 3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

別表 1 : 利用対象ゴルフ場

No	ゴルフ場名	特典	特典対象者
1	青山高原カントリークラブ	練習場コイン 1 枚	申込者のみ
2	伊勢中川カントリークラブ	練習場コイン 1 枚	申込者のみ
3	一志ゴルフ倶楽部	練習場コイン 1 枚	申込者のみ
4	CRC 白山ヴィレッジゴルフコース	練習場コイン 1 枚	申込者のみ
5	CRC 三重フェニックスゴルフコース	ペットボトル 1 本	申込者のみ
6	CRC 三重白山ゴルフコース	ペットボトル 1 本	申込者のみ
7	三甲ゴルフ倶楽部 榊原温泉コース	練習場コイン 1 枚	申込者のみ
8	榊原ゴルフ倶楽部	ペットボトル 1 本	申込者のみ
9	西日本セブンスリーゴルフクラブ	ペットボトル 1 本	申込者のみ
10	エクセレントゴルフクラブ伊勢大鷲コース	練習場コイン 1 枚	申込者のみ
11	エクセレントゴルフクラブ一志温泉コース	ペットボトル 1 本	申込者のみ
12	松阪カントリークラブ	練習場コイン 1 枚	申込者のみ
13	名松・ゴルフクラブ	練習場コイン 1 枚	申込者のみ
14	メナードカントリークラブ青山コース	練習場コイン 1 枚	申込者のみ

別表 2 : 料金及び利用日 (金額は本プラン利用 1 回あたりの料金)

プラン名	周遊 エリア 記号	料金 (普通車)	料金 (軽自動車等)	高速定額 利用可能 期間	施設利用日 (※1)
ゴルフ場利用券 (4,000 円分) 発着なし 三重県中部周遊 (1 日間)	A	6,800 円 (内訳) [高速定額利用] 2,800 円 [ゴルフ場利用券] 4,000 円	6,200 円 (内訳) [高速定額利用] 2,200 円 [ゴルフ場利用券] 4,000 円	お客さまが 指定する 利用開始日 から 連続する 最大 1 日間	左記の 高速定額 利用可能期間 のうち 1 日
ゴルフ場利用券 (4,000 円分) 発着なし 三重県中部周遊 (2 日間)		7,300 円 (内訳) [高速定額利用] 3,300 円 [ゴルフ場利用券] 4,000 円	6,600 円 (内訳) [高速定額利用] 2,600 円 [ゴルフ場利用券] 4,000 円	お客さまが 指定する 利用開始日 から 連続する 最大 2 日間	

※1 第 16 条第 3 項に記載の場合を除く。

別表 3 : 高速定額利用 (周遊エリア)

記号	区間
A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東名阪自動車道 (名古屋西 JCT~伊勢関 IC) ・ 伊勢自動車道 (伊勢関 IC~松阪 IC) ・ 伊勢湾岸自動車道 (名港中央 IC~四日市 JCT) ・ 新名神高速道路 (四日市 JCT~甲賀土山 IC、亀山 JCT~亀山西 JCT) ・ 東海環状自動車道 (新四日市 JCT~大安 IC) ・ 名古屋第二環状自動車道 (名古屋西 JCT~飛島 JCT)